

第3号様式

令和4年度第1回船橋市図書館指定管理者評価委員会会議録

(令和4年6月21日作成)

- 1 開催日時 令和4年5月10日(火) 午前10時00分～午前11時15分
- 2 開催場所 船橋市西図書館 3階 多目的室
- 3 出席者 (1) 委員 齊藤委員長、小高委員、黒澤委員、神谷委員、鈴木委員、鎌田委員
(2) 事務局 三澤生涯学習部長、柴山西図書館長、河野西図書館館長補佐、北村西図書館総務係長、岡本西図書館企画事業係長、中林西図書館主事、樋口西図書館主事
(3) その他 (指定管理者: TRC・野村不動産パートナーズ共同企業体) 矢野中央図書館長
- 4 欠席者 青島委員
- 5 議題及び公開・非公開の別並びに非公開の場合にあっては、その理由
(1) 委員長の選出(公開)
(2) 船橋市図書館の概要(公開)
(3) 評価の概要(一部非公開)
(4) 指定管理者の評価方法及び評価基準、評価の進め方について(一部非公開)
※ 議題(3)及び(4)の審議内容に船橋市情報公開条例第7条に該当する不開示情報が含まれると判断した場合、同条例第26条第2号に該当することから非公開とする予定だったが、該当がなかったため公開とする。
- 6 傍聴者数 なし
- 7 決定事項
(1) 委員長の選出
委員の互選により、齊藤委員が委員長に選任された。
また、齊藤委員長より黒澤委員が職務代理者として指定された。
(2) 船橋市図書館の概要
船橋市図書館の概要について事務局及び指定管理者から説明があった。
(3) 評価の概要
事務局から評価の概要について説明があった。
(4) 指定管理者の評価方法及び評価基準、評価の進め方について
評価委員会における指定管理者評価の実施方法について、審議を経て決定された。

8 議事

○事務局（西図書館館長補佐）

定刻となりましたので、始めさせていただきます。

本日はお忙しい中、お集まりいただき誠にありがとうございます。

今回は、新たな委員構成で行う最初の会議でございますので、後ほど委員の皆様の互選によって委員長を定めていただくまでの間につきましては、事務局にて進行を務めさせていただきます。

では、ただいまより令和4年度第1回船橋市図書館指定管理者評価委員会を開催いたします。

本日の会議は、委員定数7名に対して、現在6名の委員の皆様に出席いただいております。船橋市図書館指定管理者評価委員会設置要綱第5条第2項の規定により、本日の会議は成立していることをご報告いたします。なお、青島委員につきましてはまだお見えになっていないようですが、時間となりましたので議事を進めさせていただきます。

船橋市図書館指定管理者評価委員会の会議は、公開となっております。傍聴できる旨は、令和4年5月2日からホームページにて周知しております。会議の記録と委員名簿につきましても、ホームページで公開することとなっております。皆様のご発言は、委員名とともに会議録にまとめさせていただきますので、本日はこの会議を録音させていただくことをご了承ください。

なお、本日は傍聴の希望者はありません。

続いて、本日の議題及び公開・非公開の別についてご説明いたします。

次第をご覧ください。

本日の議題は、（1）委員長の選出、（2）船橋市図書館の概要、（3）評価の概要、（4）指定管理者の評価方法及び評価基準、評価の進め方について、となっております。

会議は原則として公開しますが、審議内容に船橋市情報公開条例第7条に該当する不開示情報が含まれると判断した場合には、同条例第26条第2号に該当することから、非公開といたします。具体的には、指定管理者のノウハウに該当する事項及び特定の利用者等のプライバシーに該当する事項の2点に関わる内容について、不開示情報と定義いたします。

机の上の資料のうち、タイトルが「会議の公開・非公開について」となっているものをご覧ください。四角で囲んである部分に記載されているものにつきましては、事前に指定管理者から不開示情報に該当する旨の連絡を受けております。もし、これらを含む内容について発言を希望される場合には、挙手の上、不開示情報を含む内容について発言されたい旨と発言の内容を委員長までお伝えください。この非公開となる部分につきましては、本日、傍聴者の方はいらっしゃいませんが、後日、この議事録をホームページで公表するときには掲載しないものといたします。

なお、本日の会議には、議題（2）が終了するまでは指定管理者も出席しております。

指定管理者におかれましては、委員からの発言の概要をお聞きになった上で、当該内容では非公開にする必要はないと判断される場合には、公開のまま審議を続けて支障ないという旨を発言していただければと思います。よろしく願いいたします。

続きまして、本委員会の所掌事務を皆様に共有させていただきます。ピンク色フラットファイルの「船橋市図書館指定管理者の評価に関する資料」の中の、資料14「要綱等一覧」の22ページをご覧ください。

船橋市図書館指定管理者評価委員会設置要綱の第2条「所掌事務」を読み上げさせていただきます。

(所掌事務)

第2条 委員会は次に掲げる事項について審議し、その結果を船橋市教育委員会（以下「教育委員会」と言う。）に報告するものとする。

(1) 指定管理者の管理の点検評価を行うに当たっての評価方法及び評価基準を決定すること

(2) 船橋市図書館条例（平成28年船橋市条例第27号）第9条の事業報告書に基づき、毎事業年度における指定管理者の管理について点検評価すること

(3) 指定管理者の管理の改善点に関すること

(4) その他、指定管理者の管理の点検評価等を行うに当たり教育委員会が必要と認める事項

となっております。

本委員会では、これらの所掌事務について審議等を行うこととなります。指定管理者の管理の点検評価を行うことが主軸となる点をご認識おきください。

そして、直営の図書館でありますこちらの船橋市西図書館を含めた船橋市図書館の概要につきましては、議題（2）でお伝えさせていただきますが、この直営の西図書館、そして指定管理者の指定管理館であります中央図書館・東図書館・北図書館の3図書館を合わせて、船橋市4図書館が市の図書館となっております。

この西図書館、直営を含めた船橋市図書館全体に係る運営や図書館サービスにつきましては、船橋市図書館協議会という別の会議体が所掌しております。なお、図書館指定管理者の管理の点検評価方法及び評価基準については、前任の委員の皆様が決定して下さったものがございます。こちらは、議題（3）で詳細をお伝えさせていただきます。

続きまして、委員の皆様よりお名前やご所属等、簡単に自己紹介をお願いいたします。市民委員のお二人に置かれましては、お勤めのご所属等をおっしゃっていただく必要はございません。お配りしています委員名簿の順に、齊藤委員よりお願いいたします。

○齊藤委員

皆さん、はじめまして。千葉経済大学短期大学部で図書館の職員の養成をしている齊藤誠一でございます。よろしく願いいたします。

もともとは東京の立川市におりまして、図書館行政を28年やってきたのですが、そ

の後、千葉経済大学にお世話になって、今、司書課程を担当しております。

実は、私はこの評価委員会の第1回のお世話になりまして、座長を務めさせていただきました。そのとき、1期だけというお約束をさせていただいて、ほかのことや、それから、私的なことでもありましたので、1期だけで次の方に譲ってしまったのですが、けれども、今回、船橋市さんからまたお願いをしたいということでございましたので、またお世話になるということでございます。力不足かもしれませんが、ぜひよろしくお願いをしたいと思っております。

○小高委員

はじめまして。税理士の小高と申します。よろしくお願いいたします。今回が初めてで、まだ何をやるのかピンと来ていないところもあるのですが、2年間という期間になりますので、皆さんどうぞよろしくお願いいたします。

○黒澤委員

皆さん、こんにちは。黒澤と申します。お隣の白井市立図書館で、以前、図書館長をやらせていただいております。今、図書館協議会委員をやらせていただいております。評価委員も何期か続けてやらせていただいております。大変光栄に思っております。少しでもお役に立てればいいと思いつつ、皆さん新しい方が加わって、また新たなご意見をいただけるのととても参考になると思っておりますし、この会議が始まってまた忙しい半年が始まるなと思っております。どうぞよろしくお願い致します。

○神谷委員

おはようございます。船橋市校長会から参りました高郷小学校校長の神谷知子と申します。私は昨年度からお世話になっておりまして、ただ、昨年度は書面開催がほぼだったので、このように一堂に会してということで大変うれしく思っております。またたくさん勉強させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

○鈴木委員

おはようございます。鈴木颯介と申します。今、東京の大学で政治学と司書課程の勉強をさせてもらっています。図書館の公共政策にすごく興味があります。若輩者ではありますが、頑張らせていただきます。よろしくお願い致します。

○鎌田委員

皆さん、こんにちは。私は、船橋市に住んでもう40年になります。途中、いろいろな地方を回って参りましたが、何か船橋市のためにお役に立てればいいなと思って、今回は応募させていただきました。公募委員は、私と鈴木さんの2名ということでございますので、非常に責任を感じております。

図書館の指定管理者の評価は、本当に難しいと思うのです。なぜかというと、市役所業務は企業活動と違って数字でプラスマイナスが出ない。何が悪いのだろう、何がよくないのだろう、というのがなかなか分かりづらい業務であるわけでございます。この図書館業務は、船橋市の皆さんが西図書館直轄でやっておられますから、非常にうまく機

能しているわけです。それを、民間活力を活用するとか、市民のニーズに合わせるとか、コストを削減するとか、いろいろ指定管理者というのは目的があるのですけれども、それが全て達成できるのか。市役所であってもきちんとできるものを、外に出して本当によくなるのかというのは、本当に難しいところがあると思うのですけれども、皆さんが仕様書とか立てつけをきっちりしていただいて、その中で評価をするということですので、安心をしている次第でございます。

今日は第1回ということで、今後ともよろしくお願い申し上げます。

○事務局（西図書館館長補佐）

では、事務局職員を紹介させていただきます。

（事務局出席者紹介）

○事務局（西図書館館長補佐）

次に、指定管理者であるTRC・野村不動産パートナーズ共同企業体からの出席者をご紹介します。

（指定管理者出席者紹介）

○事務局（西図書館館長補佐）

それでは、議題（1）委員長の選出に移らせていただきます。

本委員会設置要綱では、委員長は委員の互選により定めると規定されております。委員の皆様、いかがでしょうか。

○黒澤委員

はい。

○事務局（西図書館館長補佐）

お願いいたします。

○黒澤委員

齊藤誠一委員にぜひやっていただきたいと思います。齊藤委員は図書館業務全般にわたってお詳しく、以前も船橋市図書館指定管理者評価委員会委員長を務めていただきましたので、ぜひ齊藤委員にやっていただきたいと思いますが、皆さんいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○事務局（西図書館館長補佐）

「異議なし」というお声がありましたので、本委員会の委員長は齊藤委員にお願いいたします。

それでは、齊藤委員、委員長席にお移りください。

（齊藤委員、委員長席へ移動）

○事務局（西図書館館長補佐）

それでは、委員長から一言ご挨拶をお願いいたします。

○齊藤委員長

ただいまご指名をいただきました齊藤でございますが、先ほど鎌田委員からもお話が

あったように、指定管理者の評価というのはなかなか大変で、厳しいかなと思っております。

第1回のときにもいろいろと検討しながらやってきておりますけれども、1回目のことを考えますと、委員の皆さんがいらっしゃったというのが本当に心強かったと思っております。いろいろなご意見をいただく中で整理ができ、そして、市に対してきちんとした報告ができたかなと思っております。そういう意味では、皆さんのご協力なしにはこの委員会は進まないと思っております。皆さんのお力をお借りしながら、市に対してきちんとした評価をしていきたいと思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

○事務局（西図書館館長補佐）

ありがとうございます。

それでは、続きまして職務代理者の指定に移ります。本委員会設置要綱により、委員長が欠けた場合、または委員長に事故あるときのために、委員長があらかじめ職務代理者を指定することになっております。齊藤委員長より指定をお願いいたします。

○齊藤委員長

職務代理ということで、この評価委員会に最初のことから関わっていただいております黒澤委員にお願いをできればと思っております。前回は職務代理者を務めていただいておりますので、そういう意味では適任だと思っております。

黒澤委員、よろしく願いいたします。

○黒澤委員

よろしく願いします。

○事務局（西図書館館長補佐）

ありがとうございます。

それでは、以降の議事進行は委員長をお願いいたします。

なお、委員の皆様におかれましては、ご発言の際には事務局からマイクをお渡ししますので、そちらをご使用ください。

齊藤委員長、議事につきましてよろしく願いいたします。

○齊藤委員長

それでは、次第に沿って進めてまいります。

議題（2）船橋市図書館の概要について、各図書館の特徴等を含めて図書館長よりご説明いただければと思っております。西図書館からご説明いただくということですので、よろしく願いいたします。

○西図書館長

西図書館長の柴山でございます。このまま着座にて失礼いたします。

それでは、議題（2）船橋市図書館の概要について、ご説明をさせていただきます。今回、委員の皆様は大きくメンバーが代わられておりますので、船橋市図書館全体の概

要について少しだけ触れてから、西図書館についてのご説明に入らせていただきたいと思ひます。

なお、要点のみの説明とさせていただきますと思ひております。詳細につきましては、お配りさせていただきます思ひます黄色の冊子「令和3年度 図書館要覧」を、後ほどご覧いただきますようよろしくお願い申し上げます。

船橋市には、西・中央・東・北の4つの図書館がございます。そして、19か所の公民館の図書室などを図書館とネットワーク化し、どこの図書館・公民館図書室などからも、図書の予約や貸出・返却ができるような体制になってございます。

また、移動図書館「まつかぜ号」も運行してございまして、市内35か所のステーションを月に2回ずつ巡回している状況でございます。

そして、本市図書館におけます指定管理者制度の導入につきまして、簡単にご説明をさせていただきます。

本市では、平成29年度から西図書館を市職員による直営館といたしまして、図書館行政について長期的で継続的な方針を持って自ら図書館サービスを提供するとともに、図書館サービスのノウハウを持つ指定管理者と連携・協力し、サービスの向上を図るため、中央・東・北図書館に指定管理者制度を導入いたしました。

公民館図書室等につきましては、図書館の分館という位置づけではございませんので、指定管理者制度は導入してございません。施設の管理、職員の服務等の管理につきましては公民館が行い、図書館資料の管理、業務の指導・助言は図書館が行っている状況でございます。

そして、指定管理者の指定期間は5年間でございます。第1期目の指定管理者は平成29年度から昨年度令和3年度までで、今年度4月1日からは、2期目の指定管理者が中央・東・北図書館を運営しているところでございます。

なお、1期目、2期目ともにTRC・野村不動産パートナーズ共同企業体を指定管理者として選定しているところでございます。同じ事業者様でございます。

次に、西図書館の概要につきまして、ご説明をさせていただきます。

西図書館は、西船橋駅北口から徒歩約5分の場所に位置してございまして、平成28年にリニューアルオープンしておりますが、昭和21年に設置した船橋市立図書館の流れをくむ図書館でございます。

郷土資料室では、船橋市及び千葉県に関する資料を多数所蔵しているほか、約7,500点もの古文書や絵図などの貴重資料も所蔵している状況です。

郷土資料室の隣のギャラリーでは、貴重資料の現物展示のほか、図書館資料を用いた様々な企画展示を開催しております。1階には児童書のフロアを設け、3階にはインターネットコーナーや持ち込みパソコン席、学習コーナー、多目的室、また、2階・3階には電車に見える読書テラスなどを設置してございまして、新しく建設された図書館ということで、そういったものを取り入れた状況となっております。

そして、船橋市立医療センターと連携しました医療講演会や、様々な講師による図書館講座も継続的に開催している状況でございます。

西図書館からの説明は、以上でございます。

○齊藤委員長

ありがとうございました。

それでは、続いて指定管理者制度を導入している3館のご説明をいただきたいと思えます。中央図書館長、よろしくお願いいたします。

○指定管理者（中央図書館長）

中央図書館長の矢野です。着座にて失礼いたします。

中央図書館、東図書館、北図書館の概要をご説明いたします。

中央図書館は、JR船橋駅から徒歩約6分の複合ビルの中に位置しております。特徴としては、貴重な児童書の研究資料を多数所蔵しております。

児童資料室を設置しているほか、参考室内には企業等の歴史に関する資料を集めた社史コーナーや、東京湾に関する資料を集めた東京湾資料コーナーがあり、ほかにも中央図書館独自の美術図書コーナーなどを設置しております。また、指定管理者制度導入時から育児コンシェルジュを配置し、育児関連書籍の紹介や絵本選びのアドバイスなどを行っております。

なお、指定管理者制度の導入時に、中央・東・北図書館では、それぞれの地域特性に応じたサービスを開始しており、中央図書館ではビジネス支援サービスに力を入れ、オフィスワーカー、商店主、起業を志す人を対象にした講座等を開催しました。

第2期目も同様に、ビジネスサービスに取り組むとともに、引き続き育児コンシェルジュについても設置します。

東図書館は昭和56年6月2日に開館し、建物としては現在の市内4図書館の中では一番古い建物となります。新京成の習志野駅から徒歩約12分、また、新京成東葉高速線の北習志野駅から徒歩約15分の場所に位置し、習志野台公民館との複合施設です。

東図書館の特徴といたしましては、移動図書館「まつかぜ号」の拠点館となっているほか、団体貸出しの担当図書館として、市内の学校や官公署、社会教育団体等の申込みを受け、登録された団体に向けて団体貸出しを行っております。

指定管理者制度の導入後は、特に教育サービスに力を入れており、関連する講座等を開催しました。なお、第2期目は子育て支援サービスに取り組んでおります。

北図書館は、新京成線二和向台駅から徒歩約1分という立地にありまして、二和公民館出張所との複合施設です。

特徴といたしましては、共同書庫があり、市内図書館及び公民館図書室等で所蔵している資料の最終的な保管場所としての役目を担っています。また、市内4図書館で唯一、視聴覚コーナーを設置しており、DVDやVHSのほか、VHD、LDなどといった今ではあまり手に入らないメディアも取り扱っており、それぞれの資料はコーナー内でも

鑑賞いただけるようになっております。

ほかにも、千葉県内の他自治体の資料を借り受ける相互協力業務の巡回拠点館となっていることも特徴として挙げられます。

指定管理者制度の導入後は、緑の情報サービスに力を入れており、緑に関連した講座やイベントなどを多岐にわたって実施しました。第2期目も同様に、緑の情報サービスに取り組んでおります。

指定管理者制度を導入している3館の概要等につきましては、以上でございます。

○齊藤委員長

ありがとうございました。

以降の議題に入る前に、指定管理者の方にはご退出をいただきますけれども、各委員の皆様から指定管理者へのご質問などはございますか。よろしければ、ぜひ。

よろしいですか。

それでは、指定管理者にはご退出をいただきます。ご出席ありがとうございました。事務局にて、出口までご案内申し上げます。

○指定管理者（中央図書館長）

どうもありがとうございました。

○齊藤委員長

ありがとうございました。

（指定管理者 退室）

○齊藤委員長

続きまして、議題（3）評価の概要に移らせていただきます。事務局よりご説明いただけますか。

○西図書館長

西図書館館長、柴山です。

では、議題（3）評価の概要について、ご説明させていただきます。「評価の概要」という資料1をお手元にお出してください。

まず、今年度、皆様に実施していただきます評価の流れについてご説明させていただきます。

1番目、「指定管理者の指定期間及び評価委員会」の項目をご覧ください。表のうち網かけとなっております箇所が、皆様の任期の間に評価していただく内容となります。今年度、令和4年度は、1期目の令和3年度の実績を評価していただく、そして来年度、令和5年度は、令和4年度の実績と令和5年度の計画について評価していただくこととなります。

続きまして、2番目の項目、「令和4年度評価委員会スケジュール」をご覧ください。まず、今年度は前半の第3回評価委員会までの間に、今申しあげました1期目の5年目となります令和3年度の運営の実績に対する評価を確定していただく予定でございます。

その後、後半の第4回、第5回の評価委員会では、指定期間が令和4年から8年度の2期目となります。指定管理者を評価するための評価項目、来年度評価するための評価項目を作成していただくこととなります。ですので、今年度は評価委員会の開催回数が例年よりも多い状況となっております。

それでは、今年度前半で行っていただきます評価実務につきまして、ご説明させていただきます。同じ資料の裏面をご覧ください。「3. 評価対象施設」にありますとおり、評価委員会の皆様に評価していただくのは、TRC・野村不動産パートナーズ共同企業が運営します中央・東・北図書館の3図書館となります。先ほども申し上げましたが、西図書館は直営のため、ネットワークでつながっている公民館図書室等については公民館や西図書館にて運営してございますので、評価の対象外でございます。

続きまして、4に移ってまいります。評価項目及びその基準についてです。評価項目につきましては、平成29年度から令和元年度を任期とする評価委員の皆様が決定してくださったものがございます。お手元のピンク色のファイルをご覧ください。インデックスの番号7番、A3判の縦になります。船橋市図書館指定管理者の評価に関する資料の7の項目です。評価項目が列挙されておりまして、左側を見ますと評価項目となっております。評価の項目が60項目ございます。今年度は1期目の評価をしていただくこととなりますので、この評価項目を変えることなく評価していただくこととなります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

そして、資料はA4判の1枚のほうに戻っていただきます。4番、「評価記号と評価基準」をご覧ください。評価につきましては、要求水準・提案水準を基準としておりまして、AからDの評価を付すこととなります。要求水準とは、基本協定、年次協定、仕様書などで求める水準のことでございます。基本協定や年次協定、仕様書などは、ピンク色のフラットファイルの中に入っております。また提案水準は、指定管理者の選定時に指定管理者から提出された5年分の事業計画書等で提案された水準を指します。こちらの提案水準につきましては、お手元の水色のフラットファイルに5か年の計画書が入っており、資料2のインデックスがついてございます。

そして、こうした要求水準や提案水準を目安として評価していただくこととなるわけですが、要求水準や提案水準を上回っている場合には、こちらの資料にありますとおりA評価となります。そして、要求水準・提案水準と同等の場合はB評価です。そして、要求水準・提案水準を下回った場合で、速やかな改善が見込まれる場合はC、抜本的な見直しが必要である場合にはDと評価していただくこととなります。また、要求・提案上の取組事項がない、または行えないことにつき正当な理由があるため、評価は見送るとした場合には段階外と評価することとなりますが、第1期指定管理者の5年目の評価につきましては、基本的には全ての業務について通常の運営の中で少なからず実施されているものと考えておりますので、段階外の評価はつかないものと事務局としては想定してございます。

評価委員会の皆様に評価の実務を行っていただくわけですが、その前に、まず指定管理者による自己評価をしていただきます。その後、市による所管課評価、これは西図書館の職員によるものでございますが、この所管課評価を実施いたします。そちらにつきましては、それが作成されましたら、委員の皆様宛に資料として送付させていただきます予定になります。

その後、委員の皆様におかれましては、評価を実施する際の資料として、これら自己評価や所管課評価を参考にさせていただきますながら、委員会としての評価をつけていただくこととなりますので、どうぞよろしく願いいたします。

また、「5. 評価の考え方と記し方」につきましては、①から④とございますが、記載のとおりでございますので、この場での説明は省略させていただきます。後ほどご一読いただき、評価実務を行う際の参考にさせていただきますと幸いです。よろしく願いいたします。

実際のこれまでの5年間の評価委員会での実務の流れについて、ご説明させていただきますと思います。資料1の1、この表をご覧くださいながらがよろしいかと思います。平成29年度から令和元年度を任期とする評価委員会では、まず、評価の仕方としては、委員の皆様全員に60項目全ての評価を実施していただきました。そして、委員各自の評価を事務局にて修正させていただき、財務に関する評価項目につきましては、そちらに関する豊富な識見をお持ちであった委員に評価していただきまして、その他の項目につきましては、委員長と職務代理に全体を調整していただきまして、評価の素案を作成していただきました。そして、その素案を事務局で取りまとめさせていただきまして、各委員に送付させていただき、第1回会議を開催して、会議の間では各委員からご意見を頂戴し、再度調整を行って、次の会議で評価を確定するという流れで評価の実務を行いました。

次に、令和2年度から3年度を任期とする評価委員会におきましては、評価項目が60あるわけですが、そちらを重点評価項目と任意評価項目に分けて、評価委員の皆様のお事務や会議の効率化を図ることといたしました。重点項目というのは委員全員に確認していただく項目で、おおむね10程度に絞りました。その項目の選定につきましては、委員長と職務代理及び事務局でまずは作成させていただきまして、委員の皆様全員に確認していただき、決定いたしました。

また、重点評価項目以外である任意評価項目は、その分野の識見がある項目、例えば、税理士の方は特にこの部分については識見がおありですとか、学校関係や子供の読書関係だとか、それぞれの委員の皆様のお識見や日頃の関心事といった、ご自身のご希望に沿うような形で、ぜひこれは評価したいというようなところを任意評価項目として、委員の皆様それぞれに評価していただきました。委員長や職務代理におかれましては、重点評価項目と同時に任意評価の部分におきましては、全ての項目を評価していただくという実務をしていただいたところでございます。

この件につきましては、参考資料として令和2年度、令和3年度重点評価項目という資料をお手元に置かせていただいております。ホチキス留めになっています。右上に参考資料とございますが、こちらになります。後ほど、議題(4)で今年度前半に行っていただく第1期指定管理者5年目の評価の進め方を検討する際の参考としていただければと思っております。

以上で評価の概要に関する説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○齊藤委員長

ありがとうございました。今、ご説明いただきましたが、委員の皆様からご質問があればお受けしたいと思います。いかがでございましょうか。鈴木委員。

○鈴木委員

ピンク色のファイルのインデックス7番、A3判だとじられていると紹介いただいたものが1枚しかないのですが、これは問題ないでしょうか。僕のファイルだと3/3の1枚だけになっていて、これは落丁ですか。(事務局により資料の交換)解決しました。

○齊藤委員長

抜けていましたか。よろしいですね。ほかの皆さん方、大丈夫ですか。A3判2枚になります。3ページまでです。

それ以外にご質問ございますか。

今年度は令和3年度の実績の評価と、それから評価項目ですね。60項目ありますが、今年度に関して、これを一応もう一度見直しするということになりますか。

○西図書館長

60ある評価項目は、同じ1期目の5年目ですので、前半戦と同じ評価項目で行くべきではなかろうかと考えていますので、60ある評価項目は変えない方向がよろしいのではないかと考えてございます。ただし、評価する方法につきましては、令和2年度、3年度は重点評価項目という手法をとって評価していただきましたので、方法につきましてはまた別の方法などで行っていただければよろしいのではないかと考えてございます。

○齊藤委員長

そうすると、今ある60項目に関しては、やはり経年変化も含めて必要なのでそのままにして、評価の方法としては、重点項目とかそういうものを設定しながら評価していくということによろしいですね。それもこの中で決めるということになりますよね。ですから、それを今年度の後半でやるということになりますか。

○西図書館長

今年度前半で。

○齊藤委員長

そうですね。重点項目は令和3年度をやらなければいけないですからね。

○西図書館長

そうですね。3年度の方でございますので。今年度前半の第3回目の評価委員会まで、どのようにやって、どのように評価して、評価を確定するということまでを、資料1の2の表になりますが、9月下旬ぐらいをめどに評価を確定していただくとよろしいかなど。これはあくまでも目安でございますが、今年度は後半に2期目の評価項目をどうしても検討しなければなりませんので、評価を早めに確定しなければならないと考えてございます。

○齊藤委員長

2期目で評価項目をもう一度見直すということになりますね。分かりました。ほかは皆さんいかがでございますか。よろしいですか。小高委員、どうぞ。

○小高委員

実績の評価というのは、このファイルを持ち帰って評価してくるのですか。それとも、ここで集まったときに1つずつ評価していくのか。

○齊藤委員長

持って行って評価していただいていると思いますが、事務局もそれでよろしいですよ。館長、よろしいですか。

○西図書館長

お荷物が多くて大変になってしまうのですが、持ち帰りいただいて大丈夫です。そして、具体的に一番最初に評価していただくのは、資料、ピンクのファイルのインデックス8です。各委員の皆様それぞれにこれを利用して評価していただきます。そして、それを評価する際の評価の視点というのが、インデックスの7にございます、先ほどは60項目ありますということでご説明しましたが、A3判の資料の真ん中の列、評価の視点というのがございまして、これは仕様書や募集要項といったものから抜粋したものが評価の視点となっておりますので、実地調査、現地調査もございますけれども、こういったものを参考にしながら、7を視点とした上で、8の資料に取りかかっていたかどうかということにまずはなるかと考えてございます。

○齊藤委員長

よろしいですか。
鎌田委員。

○鎌田委員

先ほど館長が言われた参考資料を見ていたのですが、ここのB) - Iのところ、蔵書構成を踏まえた計画的な図書館資料を選定するとあります。ここにも図書館の根幹に係る項目とあって、私も実は図書館というのはなるべく本を多く、しかも新刊書を更新していくというのが本来の一番根幹にあるものだと思っておりますが、私の浅い知識では、どこの図書館も公立の図書館というのは、文化・教育軽視というので一律シーリングがかかりますので、どんどん予算が削られていく。そうすると、維持管理で精いっぱい、

億の維持管理の予算をもらっているところでも、ひどいところだと資料購入費が1,000万円もいっていないようなところが結構あります。それがちょっと頭にあったのですが、それで、今このピンクのインデックス2の11ページを見ておりまして、図書館資料の選定・収集というところですが、これは指定管理者が行い、予算は教育委員会が取ってくるという理解ですか。

○齊藤委員長

館長、よろしいですか。

○西図書館長

資料費につきましては、指定管理料に含まれておりません。西図書館の予算の中で動かしてございまして、その中で各館ごとに西図書館が資料配分、予算配分を毎年度行い、その中で各図書館の予算、あとは担当する公民館図書室などの資料の選定や除籍、リクエスト対応を行っていただいています。

要覧の22ページに、(3)として図書館の予算がございまして、科目で需用費というところでは、消耗品費で、図書購入費約8,900万円、視聴覚資料約450万円、逐次刊行物とございます。そして、備品購入費のところでは、備品となる資料購入費が約260万円ということでございまして、約1億円を超える資料費は西図書館で管理してございます。

そのほかに、指定管理料といたしまして、委託料のところをご覧ください。指定管理者委託料ということで、約3億9,900万円でございますけれども、令和3年度の予算として計上してございました。資料費は、指定管理料とは別で管理してございます。

○鎌田委員

それでは、評価の部分について、購入資料の選定というのはどういう形で評価するのかなど。実はお聞きしたかったのはそこだったのですが、そうすると、その予算は、どういう本が買いたいのです、それでその図書が入ってくるということで、効果的な資料が選定されているのか、そういうところを見るということですか。

○齊藤委員長

館長、よろしいですか。

○西図書館長

本日は資料にはお出ししていませんが、これから指定管理者から令和3年度の事業報告書というものが出てまいります。ちょっと厚めのもんですが、その中で資料費、こういった分野の資料をどれぐらい購入したというような、事業実績で資料の部分についても出てまいりますので、そこなどを勘案しながら、蔵書構成、蔵書に関する評価については見ていただくということになるかと思っております。

○鎌田委員

ありがとうございます。

○齊藤委員長

よろしいですか。ほかはいかがでございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、続きまして、議題（４）指定管理者の評価方法及び評価基準、評価の進め方について、私からご提案するというところで、先ほどもお話をしましたが、今年度前半で第１期指定管理者５年目、令和３年度の実績の評価方法について、前年度と同様に重点項目を設定して評価実務を行うことでよろしいかどうかです。

それから、重点項目に関しましては、私と職務代理者である黒澤委員と、そして事務局とで作成させていただいて、各委員に評価を実施していただくという形にしたいと思っておりますが、この点もどうかということですよ。

それから、財務に関しましては小高委員に取りまとめをお願いし、その他の評価項目については任意評価項目としたいと思っております。

そして、私と職務代理である黒澤委員で全ての評価を取りまとめた上で、評価票の素案を作成いたします。その後、次回の第２回会議で委員の皆様を確認していただいて調整し、第３回の会議で評価を確定させていただくというような進め方でいかがでしょうかということでございます。私と黒澤委員、それから事務局で、一応は重点項目を含めて作成し、そして皆さんにお諮りし、その上で評価していただくということでございますが、いかがでございますでしょうか。これが今までの形ですね。よろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

○齊藤委員長

そうしましたら、黒澤委員、大変恐縮ですが、一緒にまたやらせていただければと思います。心強い限りです。

それでは、この件に関しましてはご異議なしということで、提案どおりで進めさせていただきます。そして、第２期の指定管理者の評価項目の作成につきましては、３回以降の会議でまた検討させていただくということになりますが、この点もご了解いただければと思っております。

審議事項は以上でございますが、全体を通して何か皆様で審議したほうが良いというようなことはございますか。いかがでしょうか。せっかくの機会ですが、よろしゅうございますか。

もしないようでしたら、以上で本日の審議に関しましては全て終了いたしました。ご協力本当にありがとうございました。それから黒澤委員、恐縮ですが、また作成について、ご協力いただければと思っております。

そして、本日の会議録の署名委員ということで、小高委員と神谷委員にお願いしたいと思っております。どうかよろしくお願いたします。

これで、令和４年度第１回の船橋市図書館指定管理者評価委員会を終了させていただきます。

（午前１１時１５分散会）

9 資料・特記事項

別添のとおり

10 問い合わせ先

教育委員会 西図書館 企画事業係

電話：047-431-4385